

## ○飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の林業経営者の費用負担を軽減するとともに、木材のカスケード利用の促進を図るため、森林整備に伴う間伐等（皆伐を除く。）により発生する間伐材の搬出運搬に対して補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和45年7月15日規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助金の交付等）

第2条 市内の山林で伐採した間伐材を、森林所有者又は森林所有者から委託を受けた市内の林業経営体が原木市場や製品加工施設、木質バイオマス材の受入施設へ運搬した場合の経費の一部を、予算の定める範囲内において補助するものとする。ただし、公共事業の支障木及び公共補償等される支障木は除く。

（補助金の交付対象者、補助対象経費、補助率及び交付要件）

第3条 補助金の交付対象者、補助金の対象事業費、補助率及び交付要件は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、事業着手の14日前までに市長に提出しなければならない。

- （1）山林所有者との委託契約書等の写し
- （2）間伐実施位置図
- （3）その他市長が必要と認めた書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付するものとする。

（変更等の申請）

第6条 申請者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助の対象となった事業の実施計画のうち次の各号の変更をしようとする場合は、あらかじめ飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金変更承認申請書（様式第3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1）間伐材運搬材積及び補助金交付申請額を変更しようとするとき。
- （2）間伐材運搬事業の中止。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付取消決定通知書（様式第7）により、同項の規定により補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第4）により補助金事業実施者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 申請者は、補助事業を完了したときは、飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金実績報告書（様式第5）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の写し（森林経営計画樹立の場合は認定書の写し）

（2）運搬先発行の清算明細書等の写し（未利用材が搬出材積全体の25%以上あることが確認できる書類）

（3）その他市長が必要と認めた書類

（補助金の交付）

第8条 申請者が補助金の交付を請求するときは、飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（2）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3）法令又は条例若しくは規則に違反して補助事業を行ったとき。

（4）虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（5）補助事業者が事業を中止したとき。

（6）その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付取消決定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

補助対象者	対象事業	補助金の額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業事業体</li> <li>・ 自伐林家（森林所有者等）</li> </ul> ※林業事業体にあつては森林経営計画を樹立もしくは、補助事業を伴う間伐を実施していること。	南信州地域内の原木市場製材加工施設、木質バイオマス受入施設までの運搬事業。 ただし、未利用材の搬出・運搬量が全体量の25%以上であること。	1立方メートル当たり 1,500円

様式第 1 (第 4 条関係)

飯田市未利用材 (林地残材) 搬出支援事業補助金交付申請書

年 月 日

飯田市長 殿

申請者

住所

氏名

印

飯田市未利用材 (林地残材) 搬出支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、以下のとおり申請します。

間伐実施箇所	飯田市 番地 (他 筆)
運搬先の名称	①
	②
運搬材積 (合計)	m <sup>3</sup> (うち上記②の材積 m <sup>3</sup> )
補助事業の施行期間	着手予定 年 月 日
	完了予定 年 月 日
交付申請額の算出方法	m <sup>3</sup> × 1,500 円 = 円
交付申請額	円 (※千円未満切捨て)

添付書類

- ・山林所有者との委託契約書等の写し (林業経営体の場合)
- ・間伐実施位置図 (林班図)

※ 運搬先の名称①は原木市場や木材加工施設、②はチップや木質バイオマス加工施設等。

※ ②の材積は運搬材積全体の 25%以上とすること。

※ 山林所有者が複数存在する場合は、全員分の委託契約書等を添付すること。

※ 伐採および伐採後の造林の届出を行うこと。

様式第2（第5条関係）

飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付決定通知書

飯林第 号

様

令和 年 月 日付で交付申請のあった標記補助金について、飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり交付を決定したので通知します。

令和 年 月 日

飯田市長

1 補助金交付決定額

2 交付の条件

- （1）交付の対象となる事業は、申請のあったとおりとする。
- （2）事業の中止又は内容を変更する場合は、速やかに市長に申請し、承認を受けること。

様式第3（第6条関係）

飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金変更（中止）承認申請書

令和 年 月 日

飯田市長 殿

申請者

住所

氏名

印

令和 年 月 日付け 飯林第 号で交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり計画を変更（中止）したいので、飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

1 変更（中止）の理由

2 計画変更の内容

間伐実施箇所	飯田市 番地（他 筆）
運搬先の名称	①
	②
運搬材積（合計）	m <sup>3</sup> （うち上記②の材積 m <sup>3</sup> ）
補助事業の施行期間	着手予定 年 月 日
	完了予定 年 月 日
交付申請額の算出方法	m <sup>3</sup> × 1,500円 = 円
変更交付申請額	円（※千円未満切捨て）

3 添付書類（変更がある場合のみ）

- ・山林所有者との委託契約書等の写し（林業経営体の場合）
- ・間伐実施位置図（林班図）

※ 運搬先の名称①は原木市場や木材加工施設、②はチップ加工、木質バイオマス施設等。

※ ②の材積は運搬材積全体の25%以上とすること。

※ 山林所有者が複数存在する場合は、全員分の委託契約書等を添付すること。

様式第4（第6条関係）

飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付変更決定通知書

飯林第 号

様

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった標記補助金について、飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次のとおり変更することに決定したので通知します。

令和 年 月 日

飯田市長

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 既交付決定額  | 円 |
| 2 変更交付決定額 | 円 |
| 3 差引増（減）額 | 円 |

様式第5（第7条関係）

飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

飯田市長

申請者

住所

氏名

印

令和 年 月 日付け 飯林第 号で通知のありました飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金の交付の決定につきまして、次のとおり補助事業の実績を報告します。

間伐実施箇所	飯田市 番地（他 筆）
運搬先の名称	①
	②
運搬材積（合計）	m <sup>3</sup> （うち上記②の材積 m <sup>3</sup> ）
補助事業の施行期間	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
補助金の算出方法	m <sup>3</sup> × 1,500円 = 円
補助金	円（※千円未満切捨て）

※ 運搬先の名称①は原木市場や木材加工施設、②はチップ加工、木質バイオマス施設等。

添付書類

- ・ 運搬先発行の精算明細書等の写し（②の材積が運搬材積全体の25%以上のもの）



様式第6（第8条関係）

飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

飯田市長

請求者

住所

氏名

印

令和 年 月 日付け 飯林第 号で決定及び確定の通知がありました飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金につきまして、次のとおり交付を請求します。

1 補助金の交付請求額

円

2 交付の方法（振込先等）

金融機関名 (支店名も記入)			
(フリガナ) 口座名義人			
預金種別	普通・当座	口座番号	

様式第7（第9条関係）

飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付取消決定通知書

令和 年 月 日付けで中止承認申請のあった標記補助金について、飯田市未利用材（林地残材）搬出支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、交付決定を取り消したので通知します。

令和 年 月 日

飯田市長

1 取り消し決定の理由